

第4章

いのち支える自殺対策における取組

1 施策の体系

柳川市の自殺対策は、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」においてすべての市町村が共通して取り組むべきとされている5つの「基本施策」と、柳川市の自殺の実態分析から優先的な課題とする3つの「重点施策」で構成されています。

5つの「基本施策」は、地域で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基盤的な取組で、「事前対応」「危機対応」「事後対応」「事前対応の更に前段階での取組」のすべての段階に及び、分野的にも「実践」と「啓発」の両方を網羅する幅広い施策群となっています。

3つの「重点施策」は、柳川市における自殺のリスク要因となっている生活問題や勤務問題と、自殺のハイリスク層である高齢者に焦点を絞った取組です。行政の縦割りを越えて、それぞれの対象に関わる様々な施策を結集させることで、一体的かつ包括的な施策群となっています。

このように施策の体系を定めることで、柳川市の自殺対策を「生きることの包括的な支援」として推進していきます。

なお、巻末資料に柳川市の事業や取組を、自殺総合対策大綱の重点施策に基づき分類し、「生きる支援関連事業」として掲載しています。

2 基本施策

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

柳川市の自殺対策の推進にあたって基盤となるのが、地域におけるネットワークです。自殺対策に特化したネットワークだけでなく、他の事業を通じて地域に構築・展開されているネットワーク等と自殺対策との連携を強化していきます。

(1) 地域におけるネットワークの強化

自殺対策地域ネットワーク会議の開催（福祉課）

関係機関及び関係団体等の相互の連携を確保し、柳川市における自殺対策を総合的に推進し自殺防止を図るため、民生委員児童委員や医療機関、警察、社会福祉協議会、職業安定所ほかで構成する、柳川市自殺対策地域ネットワーク会議を開催します。

(2) 特定の問題に関する連携・ネットワークの強化

①障害者自立支援協議会の開催（福祉課）

柳川市に居住している障がいのある人が安心して暮らせるよう障害者自立支援協議会の開催に取り組みます。

②生活困窮者支援調整会議の開催（生活支援課）

生活困窮者に対する各種事業との連動を図り、自殺リスクの高い生活困窮者を関係機関が連携して支援できるよう、生きる上での困難感や課題を抱える市民に対し、関係機関が連携して支援を提供するための会議を開催します。

③要保護児童対策地域協議会の開催（子育て支援課）

幼稚園・保育所・小学校・中学校、教育委員会及び関係機関との密接な連携により課題を抱える家庭の支援のため、要保護児童対策地域協議会の開催・組織強化を図ります。

（3）庁内におけるネットワークの強化

自殺対策庁内連絡会議の開催（福祉課）

副市長及び教育長を中心に、市役所内の各分野の部署が連携し、全庁的に総合的かつ効果的な対策を推進するため、全ての部長相当職を構成員とする自殺対策庁内連絡会議を開催します。

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

自殺対策を支える人材の育成は、柳川市の自殺対策を推進する上で基礎となる取組です。市民や様々な分野の専門家、関係者に対し研修を開催し、地域で支え手となる人材の育成を強化していきます。

（1）様々な職種を対象とした研修の実施

①市職員向けゲートキーパー養成講座の開催（福祉課ほか）

ゲートキーパーは、保健、医療、福祉、教育、経済、労働等の様々な分野において課題を抱え、自殺を考えている人の存在に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援や相談へとつなぎ、見守る役割を担います。

自殺のリスクを抱えた市民を早期に発見し、支援へとつなぐ役割を担える人材を育成するために、スキルアップ研修や新規採用職員研修、職員接遇研修等、市職員を対象とした各種研修の機会を活用し、自殺対策に関する研修を行います。

②専門職向けゲートキーパー養成講座の受講推奨（福祉課ほか）

保健、医療、介護、福祉、経済、労働等、様々な分野において相談・支援

等を行う専門職従事者に対し、ゲートキーパー養成講座の受講を推奨します。

③介護事業従事者に対する研修の推奨・実施（福祉課ほか）

介護認定調査員に自殺対策の視点を身に付けてもらえるよう、研修会（年1回開催）の場において地域の高齢者の自殺実態や、高齢者が抱え込みがちな自殺のリスク等について説明を行います。また、介護支援専門員や介護事業従事者等に対しても、市の行うゲートキーパー養成講座の受講を推奨することで、自殺リスクの高い高齢者の早期発見と対応を進めます。

（2）市民に対する研修の実施

市民向けのゲートキーパー養成講座の開催（福祉課ほか）

ゲートキーパーを養成するための講座を市民向けに開催し、地域における対策の支え手を育成することで、市民に対する見守り体制の強化を図ります。また、日常的に地域住民に対する見守り活動等に尽力している民生委員児童委員、食生活改善推進委員（ヘルスメイト）、児童生徒の通学時の安全確保に向けて見守りを行うボランティア、認知症サポーター、高齢者大学に参加する高齢者等に対しても、ゲートキーパー養成講座への参加を積極的に呼びかけ、地域において対策の支え手となる人材の育成を進めます。

基本施策3 住民への啓発と周知

行政としての市民との様々な接点を活かして相談機関等に関する情報を提供し、講演会等を開催することで市民が自殺対策について理解を深めることのできる機会を増やします。あわせて、広く地域全体に向けた啓発も強化します。

（1）リーフレット等啓発グッズの作成と周知

①相談先情報を掲載したリーフレットの配布（福祉課ほか）

納税や保険料の支払い、介護や子育て、葬祭費等の各種手続きや、相談のために窓口を訪れた市民のほか、様々なイベントの開催時に、生きる支援に関する様々な相談先を掲載したリーフレットを配布することで、市民に対する情報周知を図ります。

②自殺対策月間キャンペーンの実施（福祉課）

3月の自殺対策強化月間や9月の自殺対策推進月間に合わせて、庁舎にリーフレット、ポスター等を掲示します。

③様々な施設を利用した啓発の推進（図書館ほか）

3月の自殺対策強化月間や9月の自殺対策推進月間に合わせて、図書館において特設コーナーを設置しての関連資料等の展示やリーフレット等の配架、地域コミュニティセンター等においてリーフレット等の配架等を通じて、問題の啓発と相談先情報の周知を進めます。

(2) 市民向け講演会やイベント等の開催

①人権関連イベントにおける問題の啓発（人権・同和教育推進室ほか）

各種人権関連イベントにおいて、自殺と関連し得る虐待やいじめ、差別等のテーマを扱う際や、人権問題に関する市職員向け研修会の際に、自殺問題にも言及することで、自殺問題に対する問題理解の促進と啓発を図ります。

②各種講演会と連携した問題の啓発（福祉課ほか）

市が開催する様々な講演会やフォーラム等の中で、自殺の問題を取り上げることにより、市民に対する自殺問題の周知を進めます。

(3) メディア媒体を活用した啓発活動

①広報紙の活用（福祉課）

3月の自殺対策強化月間や9月の自殺対策推進月間に合わせて、市報を活用し自殺対策関連の特集記事や相談会の開催情報等を掲載することにより、市民への施策の周知と理解の促進を図ります。

②インターネットを通じた情報発信（福祉課）

自殺対策に関する正しい情報や知識を市民の間で普及させるため、柳川市のホームページ等を活用し、問題の啓発と情報の発信に努めます。

(4) 地域や家庭と連携した情報の発信

①区長会等を通じた情報発信（総務課）

区長会等において、地域の自殺の実態に関する情報を提供することで、市民が自殺に追い込まれることのない地域を作っていく上での基盤強化を図ります。

②児童生徒の自殺に対する理解の促進（学校教育課、生涯学習課）

社会全体で児童生徒をきめ細かく見守り、生活行動の変化に気づくことができるようPTAや地域の関係団体と連携した啓発活動に努めるとともに、サインを受け止めるための学習機会の提供について検討します。

基本施策4 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。そのため、柳川市においても自殺対策と関連の深い様々な分野での取組を幅広く推進していきます。

(1) 自殺のリスクを抱える可能性のある人への支援

①高齢者に対する生活機能の向上に向けた支援（福祉課）

各種介護予防事業を通じて、高齢者の生活機能の向上を図ります。それらの活動を通じて高齢者とのつながりを構築しておくことにより、高齢者の異変に早期に気づき、必要な場合には支援へとつなげるための体制強化を図ります。

②高齢者の生きがいがづくり活動への支援（福祉課）

高齢者の生きがいがづくりや閉じこもりの防止、介護予防等を目的とした通所型の各種サービス事業を行います。

(2) 自殺未遂者への支援

①警察や医療機関等と連携し、自殺未遂者の支援を行います。（福祉課ほか）

②自傷行為の見られた市民については主治医に自殺念慮の有無等を確認し、支援につなげられるよう配慮します。（消防署）

③自殺未遂者及びその家族への相談支援（福祉課）

自殺未遂者等の自殺のハイリスク者及びその家族等からの相談を受け付け、相談者のおかれている状況や抱えている問題を把握し、必要な支援の提供、もしくは相談窓口の紹介等を行います。

(3) 遺された人への支援

①死亡届時に配布する「ご遺族の方へ」にこころの相談窓口情報を追加掲載します。（市民課）

②各種支援情報の提供（福祉課）

各種相談先の情報や相談会の開催等、自殺対策の関連情報を柳川市のホームページや市報に掲載することで、自死遺族への情報周知に努めます。

(4) 支援者への支援

①認知症患者とその支援者に対する支援の提供（福祉課）

認知症の当事者やその支援者（家族含む）等、認知症に関心のある市民が気軽に集まり交流できる場を設けることで、認知症の当事者及びその支援者の、課題の解決や悩みの解消を図ります。

②介護予防教室の開催（福祉課）

本人や介護者に対しさまざまな介護教室を開き、介護方法、介護予防、介護者の健康づくり等について正しい知識と技術を身につけてもらい、介護の負担軽減を図ります。

③障がい者とその家族に対する各種支援の提供（福祉課）

障がい者が安心して暮らせる地域づくりを目指し、障がい者団体の活動を支援します。また、障がい者の居場所の構築や社会参加ができる環境整備を行います。

④市職員への支援（人事秘書課）

自殺対策計画を全庁的に推進するためには、職員自身が心身ともに健康であることが重要です。健康相談の機会の提供や、健診結果に基づく各種指導の実施を通じて、市職員の心身面における健康の維持増進を図ります。

⑤職員相談会の実施（総務課）

市民からの様々な相談により精神的な負担を負う職員は少なくありません。悩みを抱える職員へのフォローやケアの充実に向けた職員相談会を実施していきます。

基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

全国的に自殺死亡率は低下傾向にあるものの、20歳未満は概ね横ばいで推移しています。現代を生きる児童・生徒は、学校や家庭、地域において悩みやストレスを抱えおり、それぞれの置かれている状況に沿った支援をしていくことが必要です。

そこで、児童・生徒自身での気づきを促し、様々な困難やストレスへの対処法を身に付けるための教育（SOSの出し方に関する教育）を推進し、相談しやすい体制づくりを図ります。

（1）SOSの出し方に関する教育の実施に向けた体制の整備

①今後も各学校に対して、児童生徒を守るためのコミュニケーション・信頼

関係の構築と、関係機関との連携強化を図ります。(学校教育課)

②児童生徒向けのSOSの出し方に関する教育について、文部科学省による教職員の研修に資する教材の作成・配布、教職員の資質向上のための研修など、国の動向等を踏まえ取組を検討します。(学校教育課)

3 重点施策

柳川市では平成25年から平成29年の5年間に、自殺によって63人(男性45人、女性18人)が亡くなっており、そのうち30人(男性21人、女性9人)が60歳以上の高齢者になります。また自殺者数の内訳を原因・動機別に見ると、18人が「勤務・経営」を理由に亡くなっています。自殺総合対策推進センターの作成した「柳川市自殺実態プロファイル」においても、「生活困窮」「高齢者」「勤務・経営」に関わる自殺に対する取組が喫緊の課題とされており、これらを柳川市における重点施策として位置付け、それぞれの課題や対象者に関わる様々な施策を結集させて全庁一体的に対策を推進していきます。

重点施策1 生活困窮者への対策

生活困窮は「生きることの阻害要因」のひとつであり、自殺のリスクを高める要因になりかねません。

柳川市では、福祉事務所と保健所等による多分野の相談機関同士の連携等、生活困窮に陥った人への「生きることの包括的な支援」の強化及びそのために必要な人材の育成を行います。あわせて、生活困窮に陥っているにもかかわらず必要な支援を得られていないなど、自殺リスクを抱え込みかねない人を支援につなぐ取組の強化と、多分野の関係機関による「生きることの包括的な支援」のための基盤整備にも取り組みます。

具体的には、次の3つの取組を生活困窮者向けの重点施策として展開します。

- (1) 相談支援、人材育成の推進
- (2) 支援につながっていない人に支援へつなぐための取組の推進
- (3) 自殺対策と生活困窮者自立支援制度との連動

(1) 相談支援、人材育成の推進

保健・福祉・医療・労働・教育・司法・警察等関係機関、民間団体等によるネットワークづくりと情報共有、総合相談会の定期的開催、自殺対策の窓口と生活困窮者自立相談支援窓口の連携により、生活困窮を持つ自殺ハイリ

スク者に対する相談支援と、そのために必要となる人材育成を行います。

生活困窮を含む生きる支援としての包括的な自殺対策を推進するため、相談機関の職員に対して、継続的かつ段階的なゲートキーパー研修を開催します。

①生活苦に陥った人への「生きることの包括的な支援」の強化

ア. 自立相談や家計相談、就労支援、子どもに対する学習支援、住宅確保資金の給付等の、各種自立支援事業の実施に加えて、他課との情報共有や連携強化に向けたツールを導入することで、当人の状態に応じた包括的かつ継続的な支援の提供を推進します。(福祉課ほか)

イ. 全国的な調査において、ひとり親世帯の貧困率は5割を超えていることを踏まえ、医療費の助成や児童扶養手当の支給、就職に有利な資格の習得に向けた自立支援教育訓練給付金の支給等、ひとり親家庭に対する経済面での各種支援の提供を通じて生活の立て直しを図るほか、支給対象者へのリーフレット配布を通じて、相談先情報の周知を進めます。また、支援対象家庭のうち自殺のリスクが高いと思われる保護者や、虐待の可能性が疑われる児童等については、関係者同士が緊密に連携し、早期に支援へとつなげられる体制づくりを進めます。(福祉課、生活支援課、子育て支援課)

ウ. 学校給食費を滞納している家庭の保護者に対し、滞納金の催告・相談を行う際に、あわせてリーフレット等を配布することにより、相談先情報の周知に努めます。(学校教育課)

(2) 支援につながっていない人に支援へつなぐための取組の推進

生活困窮に陥っている人の中には、制度や支援の対象から漏れていることで、誰にも相談できないまま自殺のリスクを抱え込んでしまう人が少なくありません。それを踏まえて、支援を必要としている人へのアウトリーチを強化します。あわせて、自殺のリスクにつながりかねない問題を抱えている人を早い段階で必要な支援へと積極的につなぐための取組を推進します。

①税金・保険料・保育料・貸付金等の滞納者に対する支援へのつなぎを強化します。

ア. 税金・保険料・水道料・保育料・貸付金等の未納・滞納がある人は、様々な生活上の問題を抱えている可能性があり、徴収の過程で、そのような問題に早期に気づき、支援につなげるために、徴収業務の担当課や担当職員に対する共通の研修を行います。また、相談対応の際にリーフレットを配布することで、相談先情報の周知を図ります。(税務課ほか)

イ. 公営住宅への入居希望者のうち、生活上の問題を抱えていると思われる入居希望者がいた場合には、担当の窓口を紹介する等の対応を今後も

進めることにより、生活状況が悪化する前の段階から支援へとつなげられる体制づくりを進めます。(建設課)

②多重債務者に対する支援へのつなぎを強化します。

多重債務を抱えている人の中には、病気や事業不振、離婚など深刻な問題を複数抱えた自殺のハイリスク者が少なくありません。多重債務相談の相談員にゲートキーパー養成講座の受講を推奨し、多重債務相談と自殺対策関連の相談会を連動させることなどを通して、多重債務者に対する支援を強化します。(商工・ブランド振興課)

③問題が深刻化する前に支援へとつなげるための取組

対象者との様々な接点の構築・活用を通じて、問題が深刻化する前に支援へとつなげるための方策を展開します。

ア. 日頃から住民と接し地域の状況を知っている民生委員児童委員を対象とした研修の中に、自殺対策の内容を入れ込むことにより自殺のリスクを抱えた住民の早期発見と対応の推進を図ります。(福祉課)

イ. 経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭について、児童扶養手当の現況届の通知等の機会をとらえ、支援につながるきっかけ作り(相談先の紹介、引き継ぎ)を行います。(子育て支援課)

(3) 自殺対策と生活困窮者自立支援制度との連動

生活困窮状態にある者または生活困窮にいたる可能性のある者が、生活困窮状態を理由に、または生活困窮状態と他の要因が絡み合い、自殺に追い込まれることもあるため、生活困窮者自立支援窓口との連携を強化し情報の共有を図り、必要な関係機関に繋げていきます。(福祉課、生活支援課ほか)

重点施策2 高齢者への対策

高齢者は、死別や離別、病気や孤立等をきっかけに複数の問題を連鎖的に抱え込み、結果的に自殺リスクが急速に高まることがあります。そのため、自殺リスクの高い高齢者の早期発見・早期支援が大きな課題となっています。

また今後、団塊世代の高齢化がさらに進むことで、介護に関わる悩みや問題も一層増えていくことが考えられます。さらには、ひきこもり状態が長期化する中で、本人と親が高齢化し、支援につながらないまま社会から孤立してしまう問題のように、高齢者本人だけでなく、家族や世帯に絡んだ複合的な問題も増えつつあるのが現状です。

そこで、柳川市は、高齢者支援に関する情報を本人や支援者に対して積極的

に発信し、家族や介護者等への支援（支援者への支援）を推進します。加えて、高齢者一人ひとりが生きがいと役割を実感することのできる地域づくりを通じて、「生きることの包括的な支援」を推進していきます。

具体的には、次の4つの取組を高齢者向けの重点施策として展開します。

- (1) 包括的な支援のための連携の推進
- (2) 地域における高齢者に対する支援
- (3) 高齢者の健康不安に対する支援
- (4) 社会参加の強化と孤独・孤立の予防

(1) 包括的な支援のための連携の推進

健康、医療、介護、生活などに関する様々な関係機関や団体等の連携を推進し、包括的な支援を目指します。

①地域ケア会議の機能強化

高齢者の介護に係る問題だけでなく、自殺対策の視点も加えて個別支援の充実を図り、多職種での連携体制に取り組みます。（福祉課）

②在宅医療・介護連携の推進

地域の医療・介護・福祉関係者等に自殺に関する情報提供を行うことにより、自殺リスクを抱えた高齢者の早期発見と対応を推進します。（福祉課）

(2) 地域における高齢者に対する支援

高齢者の周囲にいる一人ひとりが「ゲートキーパー」としての役割を担い、高齢者との接触の機会を活かして必要に応じて早期に支援へとつなげ、相談等の対応・支援を行う取組を進めます。

①日頃から地域住民と接する機会の多い民生委員児童委員や母子保健推進員、食生活改善推進員、消防職員、警察職員、商工会議所・商工会の会員等を対象にゲートキーパー養成講座を推奨します。（福祉課）

②高齢者とその支援者に対して、高齢者向けの様々な相談・支援機関に関する情報周知を図るため、相談先情報等の掲載された啓発リーフレット等を配布します。（福祉課）

③家庭を訪ねる機会が多い事業者が、県や市と協定を結び、配達などの日常業務の中でひとり暮らしの高齢者などの異変に気付いたときに市に通報する「見守りネットふくおか」の協力事業者に対して、リーフレット等を配布

し自殺リスクを抱えた高齢者の早期発見に繋がります。(福祉課)

④配食サービス訪問時に利用者の安否確認だけでなく、細かな異変等に気付いたときに市に通報してもらい、自殺リスクを抱えた高齢者の早期発見や他機関へのつなぎ等を図ります。(福祉課)

⑤緊急通報システムを利用している一人暮らしの高齢者等の安否確認等を通じて、問題を抱えている高齢者の早期発見や他機関へのつなぎ等を図ります。(福祉課)

⑥地域包括支援センターで社会福祉士や保健師等が総合的な相談に対応し、自殺リスクの高い高齢者の早期発見と対応を図ります。(福祉課)

(3) 高齢者の健康不安に対する支援

多くの高齢者にとっては、日常生活の中で病気や介護が必要な状態になることに不安を感じられており、これらの不安要因を軽減し安心な暮らしを営むため、保健事業などを通じた健康状態の確認や相談支援を充実します。

①市の健康相談窓口を含めた各種相談窓口の周知徹底を図ります。(福祉課)

②保健指導や健康相談などの保健事業を通して、住民の生活状況の把握を行い、問題を抱えている場合は必要な支援へつなぎます。(健康づくり課)

(4) 社会参加の強化と孤独・孤立の予防

各種イベントやセミナーの開催、市民が自由に集える場の提供等、地域につながりを持てる機会を増やすことで、高齢者が自らの生きがいと役割を見出せる地域づくりを進めます。

①各種介護予防事業を通して、参加者同士の交流等、高齢者の生活機能の向上に向けた各種活動を実施し、支援者や他の高齢者と交流できる機会を高齢者に提供することで、地域で元気に日常生活を送れるよう支援します。(福祉課)

②各種講座や教室等への参加を促し、そこでの他の受講生との交流等を通じて、高齢者の生きがいや社会の中での役割の創出につなげます。(福祉課)

③認知症の人やその家族、専門家、認知症に関心のある人たちが、交流や情報交換のために気軽に参加できる認知症カフェの増設を図ります。(福祉課)

重点施策3 勤務・経営対策

勤務問題による自殺の背景には、仕事の失敗、職場の人間関係、職場環境の変化、仕事疲れ等がある中で、その一人ひとりがより良い将来の展望を持ち得るようにする「働き方改革」が国を挙げて推進されています。単に職域や各事業所での対策だけでなく、行政や地域の業界団体の役割も重要であるため、関係機関等と協働して勤務問題による自殺リスクの低減に向けた取組を推進します。

具体的には、次の2つの取組を勤務・経営対策向けの重点施策として展開します。

- (1) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- (2) 過労自殺を含む過労死等の防止

(1) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進

- ①市内事業所に対し、従業員のメンタルヘルス対策の取組徹底を図ります。(商工・ブランド振興課)
- ②労働問題に関する様々な悩みに対応する相談窓口（労働局、県労働相談センター、法テラス等）の紹介を広報等で周知します。(商工・ブランド振興課)
- ③支援を必要としている人が簡単に適切な支援策に係る情報を得ることができるようにするため、インターネット等のICT（情報通信技術）を活用した対策を強化します。(福祉課)
- ④経営危機に直面した中小企業や自営業者に対し、相談事業の実施と周知を図り、再生を支援します。(商工・ブランド振興課)

(2) 過労自殺を含む過労死等の防止

- ①労働問題に関する様々な悩みに対応する相談窓口（労働局、県労働相談センター、法テラス等）の紹介を広報等で周知します。(商工・ブランド振興課)【再掲】
- ②広報紙等を活用した、うつ状態や睡眠障害等に係る啓発活動を行い、こころの健康リスクの早期発見を進めます。(健康づくり課)
- ③市内事業所に対し、ワーク・ライフ・バランス推進への取組事例等をリーフレットやセミナー等で紹介し、意識啓発を図るなど、働きやすい職場づくりを推進します。(商工・ブランド振興課)